

2026年度大学院奨学生 採用候補者の皆さんへ

必読

—進学後、奨学生に採用されるためのびき—

第一種奨学金・授業料後払い制度・第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金

2026年度大学院奨学生採用候補者（以下「採用候補者」という。）の皆さんには、本冊子に記載された手続きを経て正式に奨学生となります。については、併せて交付する「採用候補者決定通知」（以下「決定通知」という。）の注意事項もよく読み、大切に保管のうえ手続き漏れ等のないようにしてください。

奨学金について不明な点がある場合は、「2026年度入学者用 貸与奨学金案内（大学院予約）」（以下「奨学金案内」という。）や日本学生支援機構ホームページをご覧ください。なお、制度改正等により、本冊子に記載された事項に変更がある場合は、進学先の大学院を通じてお知らせします。

目 次

I 進学前の準備・注意事項

| | |
|----------------------------------|----|
| 1. 採用候補者への交付書類 | 3 |
| 2. 採用候補者決定通知の記載内容 | 4 |
| 3. 「採用候補者決定通知（簡易版）」の印刷 | 5 |
| 4. 採用候補者の辞退 | 7 |
| 5. 外国籍の人 | 7 |
| 6. 採用にあたっての留意点 | 7 |
| 7. 保証制度を利用するための準備 | 8 |
| 8. （人的保証）連帯保証人・保証人の選任条件 | 8 |
| 9. 「入学時特別増額貸与奨学金」の貸与を受けるまでの手続き | 10 |
| 10. 労働金庫の入学時必要資金融資「つなぎ融資」に関する注意点 | 12 |
| 11. 進学前離職の特例措置について | 12 |

II 進学後の手続き（2026年4月入学後）

| | |
|--------------------------|----|
| 1. 進学時の提出書類 | 13 |
| 2. 「進学届」入力の際に、手元に用意する書類 | 13 |
| 3. 「進学届」の提出 | 13 |
| 4. 奨学生採用候補者決定内容の変更・訂正・辞退 | 14 |

III 採用時の手続き（進学届の提出後）

| | |
|------------------|----|
| 1. 奨学生採用に係る書類の交付 | 16 |
| 2. マイナンバーの提出 | 16 |
| 3. 「返還誓約書」の提出 | 17 |

IV 奨学生採用後

| | |
|--------------------------|----|
| 1. 奨学生採用後（貸与期間中）に変更できる事項 | 18 |
| 2. 奨学金の振込開始 | 19 |
| 3. 貸与奨学金継続願・適格認定 | 19 |
| 4. 奨学金の返還 | 19 |



独立行政法人
日本学生支援機構
Japan Student Services Organization

奨学金申込みから採用・返還までの流れ

募集（機構▶進学予定の大学院▶学生）



申込み・書類提出（本人▶進学予定の大学院）



学内選考



推薦（進学予定の大学院▶機構）



日本学生支援機構での選考



採用候補者決定・通知（機構▶進学予定の大学院▶本人） 3~12ページ



【入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者のうち、採用候補者決定通知において、「（「国の教育ローン」の申込：必要）」と通知された人のみ】
進学届提出前に「国の教育ローン」（※）の申込みを行います。
※国の教育ローンは、日本政策金融公庫が融資するものです。

インターネットによる進学届提出
(本人▶進学先の大学院▶機構)

13~15ページ

【重要】進学後指定された期限までに進学届を入力しない場合は採用されません。



採用の決定・通知（機構▶進学先の大学院▶本人）

16ページ



返還誓約書の提出（本人▶進学先の大学院▶機構）

17ページ



奨学金振込み

18~19ページ



適格認定

19ページ



修了（貸与終了）

19ページ



返還

19~23ページ

I 進学前の準備・注意事項

1. 採用候補者への交付書類

採用候補者には、進学予定の大学院を通じ、次の書類が交付されます。

| | 書類 | 対象 | 備考 |
|---|--|-------------|---|
| 1 | 2026年度大学院奨学生採用候補者決定通知 | 全員 | 紛失した場合は、奨学生を申し込んだスカラネット（インターネットサイト）より「簡易版」を印刷し、進学後の手続きに使用してください。印刷方法は5ページを参照してください。 |
| 2 | 2026年度入学者用 奨学生採用までの流れ・進学届入力下書き用紙【大学院予約】 | 全員 | 進学届を入力する前に記入してください。 |
| 3 | 日本政策金融公庫のお手続きが必要な方へ | 該当者のみ ※1 | 手続きについては10ページを参照してください。 |

※1 「決定通知」において、「入学時特別増額貸与奨学生（有利子）」の「利用条件」欄に『「国の教育ローン」の申込：必要』の記載がある人のみが対象です。

進学届提出用ホームページアドレス <https://www.sas.jasso.go.jp/>
受付時間 8:00～25:00 （最終締切日の受付時間は8:00～24:00）
※受付時間を過ぎると画面が強制終了します。余裕をもって入力を開始してください。
(入力時間の目安：30分～1時間)



○スカラネットの動作環境は、以下を前提としています。
[パソコン] OS : Windows 11 / ブラウザ : Microsoft Edge
[モバイル端末] OS : iOS 17以上, iPadOS 17以上, Android 13以上
ブラウザ : Mobile Safari, Android 用モバイル版 Google Chrome

(注1) フィーチャーフォンには対応していません。

(注2) アップル社が販売しているmacOSを搭載するコンピュータについては未確認です。

2. 「採用候補者決定通知」の記載内容

「採用候補者決定通知」は、【進学先提出用】と【本人保管用】があります。【本人保管用】にはインターネットによる「進学届」の提出に必要な「パスワード」が記載されています。

① 登録番号

奨学生として採用されるまでの間、あなたを特定するための番号です。

② 氏名

あなたの氏名です。正しいことを確認してください。

特に「カナ氏名」が違っていると進学後に奨学生金の振込みができません。

※小さい文字（「ツ」「ヤ」「ユ」「ヨ」）は、全て大きい文字（「ツ」「ヤ」「ユ」「ヨ」）で表記されています。

③ 選考結果

「一」は不採用又は申込時に希望していないため未判定であることを表します。また、あなたが申し込んだ奨学生金の内容については「スカラネット」メインメニューの「申込内容の確認」から確認することができます。

④ 進学予定先

決定通知に記載のある大学院・課程以外に進学した場合は進学届の提出はできません（決定通知は無効になります）。

⑤ 申込時の選択内容

申込時に選択した貸与額・返還方式・保証制度・利率の算定方法です。

※利率の算定方法は第二種奨学生金又は入学時特別増額貸与奨学生金の採用候補者となった方について記載されています。

⑥ 本人記入欄

進学後、進学先の大学院へ提出する時に記入してください。

⑦ 採用候補者となった奨学生金の内容

採用候補者として決定した奨学生金の内容です。

貸与奨学生金は「第一種奨学生金又は授業料後払い制度のみ利用可」・「第二種奨学生金のみ利用可」・「併用貸与の利用可」・「第一種奨学生金又は授業料後払い制度もしくは第二種奨学生金のいずれか一方の利用可」となります。

⑧ パスワード

パスワードは、「進学届」の提出時に必要です。
管理には十分注意してください。

【進学先提出用】

この通知は、進学後の手続きに必要な重要なものです。紛失しないよう大切に保管してください。

2026年度大学院奨学生採用候補者決定通知

【進学先提出用】

2025年12月17日

| | |
|-------------------|------------------|
| 登録番号 | 10999001-6-00001 |
| 氏名 | 学校用 見本 (カタカナ) |
| * 10999001 C00001 | |

交付書類コード=【C】

※ コードにより交付される書類が異なります。

封筒の裏面にてご確認ください。

独立行政法人日本学生支援機構

進学するまでに行わなければならない手続きや確認事項を記載していますので裏面もよく読んでください。また、進学後は進学先の大学院の指示に従って速やかに手続きを行ってください。（手続きを行わない場合は、採用されません）。

1. 選考結果

| ア~ウのうち、「〇」が記載されているものを1つだけ選択できます | | |
|---------------------------------|-------------------------|---------------|
| ア:併用貸与(01) | イ:第一種奨学生金又は授業料後払い制度(02) | ウ:第二種奨学生金(03) |
| 選考結果 (01) | ○ | ○ |

※1 併用貸与とは、第一種奨学生金又は授業料後払い制度、第二種奨学生金の両方の貸与を受けることを表します。

※2 授業料後払い制度を利用できるのは、博士課程の場合は「第一種奨学生金」のみです。

※3 「一」は不採用又は申込時に希望していないため未判定です。

2. 採用候補者となった奨学生金の内容について

| 利用条件 | 第一種奨学生金又は授業料後払い制度(無利子) | 第二種奨学生金(有利子) | 入学時特別増額貸与奨学生金(有利子) |
|--------------|------------------------|--------------|--------------------|
| 種類 | 第一種奨学生金 | | |
| 申込時の貸与額(02) | 月額：88,000円 | | 一括：500,000円 |
| 選択区分(01) | 所得還済返還方式 | 定期返済方式 | 定期返済方式 |
| 保証制度(01) | 機関保証 | 機関保証 | 機関保証 |
| 利回りの算定方法 | 利回り見直し方式 | 利回り見直し方式 | 利回り見直し方式 |
| 進学予定先の大学院・課程 | イシス大学 総合・博士前期課程 | | |

注1 申込時の「申込時の選択区分」欄に記載の事項は、進学後に変更する「選択区分」において選択し直すことができます。ただし、授業料後払い制度を利用している場合、返還方式と保証制度の変更はできません。「進学届」の提出により内容が確定し、その後は変更できない制度が発生します。(詳細は「採用候補者の皆さんへ」にてご確認ください)。

注2 授業料後払い制度を利用できるのは、博士課程の場合は「第一種奨学生金」のみです。

注3 「一」は不採用又は申込時に希望していないため未判定です。

注4 進学届提出時に記載の「2026年度に入学する場合に限り有効です。」とあります。決定通知に記載のある大学院への入学を取りやめた場合は進学届を提出することはできません。

【本人保管用】

この通知は、進学後の手続きに必要な重要なものです。紛失しないよう大切に保管してください。

2026年度大学院奨学生採用候補者決定通知【本人保管用】

2025年12月17日

登録番号 10999001-6-00001

独立行政法人
日本学生支援機構

(印影印刷)

あなたは、下記のとおり2026年度大学院奨学生採用候補者として決定しましたので通知します。
採用候補者決定通知の注意事項等をよく読み、手書き漏れ等のないようにしてください。

記

1. 選考結果

| ア~ウのうち、「〇」が記載されているものを1つだけ選択できます | | |
|---------------------------------|-------------------------|---------------|
| ア:併用貸与(01) | イ:第一種奨学生金又は授業料後払い制度(02) | ウ:第二種奨学生金(03) |
| 選考結果 (03) | ○ | ○ |

※1 併用貸与とは、第一種奨学生金又は授業料後払い制度と第二種奨学生金の両方の貸与を受けることを表します。

※2 授業料後払い制度を利用できるのは、博士課程の場合は「第一種奨学生金」のみです。

※3 「一」は不採用又は申込時に希望していないため未判定です。

2. 採用候補者となった奨学生金の内容について

| 利用条件 | 第一種奨学生金又は授業料後払い制度(無利子) | 第二種奨学生金(有利子) | 入学時特別増額貸与奨学生金(有利子) |
|--------------|------------------------|--------------|--------------------|
| 種類 | 第一種奨学生金 | | |
| 申込時の貸与額(02) | 月額：88,000円 | 月額：80,000円 | 一括：500,000円 |
| 選択区分(01) | 所得還済返還方式 | 定期返済方式 | 定期返済方式 |
| 保証制度(01) | 機関保証 | 機関保証 | 機関保証 |
| 利回りの算定方法 | 利回り見直し方式 | 利回り見直し方式 | 利回り見直し方式 |
| 進学予定先の大学院・課程 | イシス大学 総合・博士前期課程 | | |

注1 上表の「申込時の選択区分」欄に記載の事項は、進学後に変更する「選択区分」において選択し直すことができます。ただし、授業料後払い制度を利用している場合、返還方式と保証制度の変更はできません。「進学届」の提出により内容が確定し、その後は変更できない制度が発生します。(詳細は「採用候補者の皆さんへ」にてご確認ください)。

注2 授業料後払い制度を利用できるのは、博士課程の場合は「第一種奨学生金」のみです。

注3 「一」は不採用又は申込時に希望していないため未判定です。

注4 決定通知に記載のある大学院・課程に2026年度に入学した場合に限り有効です。決定通知に記載のある大学院への入学を取りやめた場合は進学届を提出することはできません。

進学届提出用パスワード(半角入力) AB3DE8HGZ

※「進学届提出用パスワード」の管理には十分注意してください。未通知を紛失した場合は、該学生金の支払い開始が遅くなります。

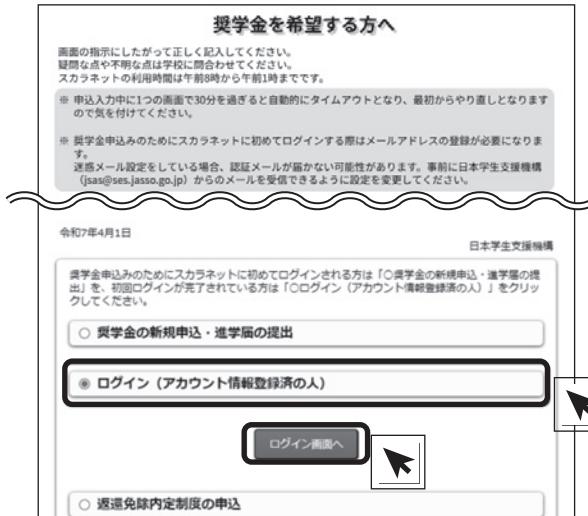
今後の必要手続等については裏面の「注意事項」及び「採用候補者の皆さんへ」にて確認してください。

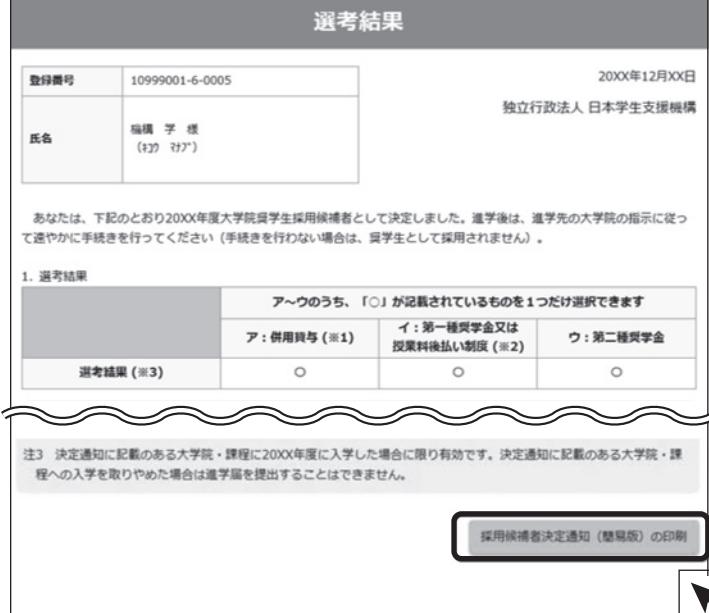
※決定通知等は2025年12月現在のものであり、実際の表記と異なる場合があります。

3. 「採用候補者決定通知（簡易版）」の印刷

「採用候補者決定通知」は、奨学金を申し込んだスカラネット（インターネットサイト）より、「簡易版」を印刷することができます。

万が一、「採用候補者決定通知」を紛失した場合には、次の手順で簡易版を印刷し、進学後の手続きには印刷した簡易版を使用してください。簡易版も進学後の手続きに有効な書類として利用可能です。

| ● 「採用候補者決定通知（簡易版）」の印刷方法 | | |
|-------------------------|---|---|
| ① | スカラネットにアクセスします。 | 次のURLよりスカラネットのログインページへアクセスしてください。 https://www.sas.jasso.go.jp/scholarnet/ |
| ② | 「ログイン（アカウント情報登録済の人）」をクリックすると表示される「ログイン画面へ」をクリックします。 |  |
| ③ | <u>申込ID</u> （YM25で始まる10桁の英数字）と <u>アカウント情報登録時にあなたが設定したパスワード</u> を入力し、「次へ」をクリックします。 |  <p>ログインできない場合には「ログインできない方」をクリックしてください。申込時に登録したメールアドレスを利用して申込IDの確認・パスワード再設定することができます。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| ④ | <p>メインメニューにある「選考結果確認」をクリックします。</p> |  |
| ⑤ | <p>「選考結果」画面の最下部にある「採用候補者決定通知（簡易版）の印刷」をクリックすると、簡易版の印刷を行うことができます。 ※「採用候補者決定通知（簡易版）」は片面1ページとなります。</p> |  |

4. 採用候補者の辞退

採用候補者を辞退する場合は、進学届を入力しないことにより辞退となります。

また、「第一種奨学生又は授業料後払い制度」・「第二種奨学生」の併用貸与の採用候補者が、「第一種奨学生又は授業料後払い制度」・「第二種奨学生」のどちらかを辞退する場合は、進学届の画面において辞退の手続きを行うことができます。

なお、いずれの場合も一度辞退として送信した後は、いかなる理由があっても辞退の取消しはできません。

※ 授業料後払い制度の採用候補者となっている方で、辞退をする場合、授業料の納付方法について事前に進学先の大学院に相談するようにしてください。

5. 外国籍の人

外国籍の方は、次のいずれかの在留資格を有している方のみ、貸与を受けられます。

「法定特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者（※1）」、「家族滞在（※2）」

※1 「定住者」は、将来永住する意思のある人に限ります。

※2 「家族滞在」は、「日本の小学校等、中学校等及び高等学校等を卒業（修了）していること」又は「12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて日本国に入国したことがあり、日本の中学校等及び高等学校等を卒業（修了）していること」のいずれかに該当し、かつ、日本に定着して就労する意思がある人に限ります。

※3 在留期限が進学日前になっている場合、在留資格の更新手続きを忘れると、奨学生に採用されません。

※4 進学時に改めて在留資格等を申告していただく必要があります。

※5 上記以外の在留資格であることが判明した場合は、採用を取り消し、振込済みの奨学生全額を速やかに返金していただくことになります。

※6 上記以外の在留資格の人が上記の在留資格への在留資格変更許可申請中の場合は奨学生の貸与を受けることはできません。

6. 採用にあたっての留意点

次の①～④を確認してください。

- ① 奨学生として採用されるまでの間に、次の状態であることが判明しその状態を速やかに解消しない場合には、不採用とします。また、採用後にその状態にあることが判明した場合は、採用を取り消します。
 - ア. 過去に貸与を受けた奨学生の返還誓約書が未提出である場合
 - イ. 過去に貸与を受けた奨学生の返還が延滞中である場合
- ② 奨学生として採用されるまでの間に、過去に貸与を受けた奨学生が、保証機関により代位弁済が行われたことが採用後に判明した場合には、採用を取り消します。
- ③ 過去に奨学生の貸与を受けた人が、同じ学校区分で、新たに同じ種類の奨学生を希望する場合は、貸与期間が短縮される場合があります。詳しくは「奨学生案内」の11ページを参照してください。
- ④ 採用後に奨学生本人が債務整理手続きを開始した場合は貸与の継続はできません。

7. 保証制度を利用するための準備 (連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先の依頼)

貸与奨学生を受けるためには、保証制度を選択する必要があります。

保証制度を利用するためには、あなた以外の人に下表の役割をお願いすることになります。

選任する予定の人に、選択した保証制度別に下表の内容を説明したうえで選任することをお願いし、承諾をもらってください。奨学生採用時に、正しくととのえた「返還誓約書」(17ページ参照)を進学先の指定する期日までに提出できない場合は、採用を取り消すとともに、振込済みの奨学生の全額を速やかに返金していただくことになりますので、注意してください。

【依頼する役割・内容】

| | 機関保証 | 人的保証 |
|---------|--|---|
| お願いする役割 | 「本人以外の連絡先」(1人) | 「連帯保証人」・「保証人」(各1人) |
| 役割の内容 | JASSOがあなたと連絡が取れない場合に、あなたの住所・電話番号等を照会できる人のことです。 ※ 保証の義務はありません。 | 連帯保証人 奨学生の返還についてあなたと同等の責任を負い、あなたが返還しないときは、その全額について返還しなければなりません。 保証人 あなた及び連帯保証人が奨学生を返還しないときは、それらに代わって返還する人です。 ※ 保証人には「分別の利益」が適用されます。また、「検索の抗弁権」、「催告の抗弁権」があります。 |
| 条件 | あなたの住所・電話番号等を把握している人にお願いしてください。 | 「連帯保証人・保証人の選任条件」(8・9ページ参照) ※ 条件に該当する方を選任できない場合や、必要書類(17ページ)を揃えられない場合は、 <u>機関保証に変更してください</u> 。 |
| 必要手続 | 「返還誓約書」に署名してもらう必要があります。 | 「返還誓約書」に自署・押印(実印での押印)したうえで、必要書類(17ページ)を提出する必要があります。 ※ 貸与中に、奨学生の貸与額・返還額に変動のある変更(月額の変更等)の申請をする場合には、その都度、連帯保証人・保証人の自署・押印(実印)および印鑑登録証明書の提出が必要になります。 |

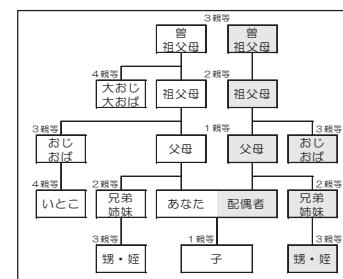
8. (人的保証) 連帯保証人・保証人の選任条件

| 連帯保証人【原則、父母】 | 保証人【原則、おじ・おば等】 |
|-----------------------------------|--|
| あなたの父母 父がいない等の場合は、4親等以内の親族。(※) | ① あなたの父母以外の人。 ② あなた及び連帯保証人と別生計の人。 ③ あなた又は連帯保証人の配偶者・婚約者でない人。 ④ 4親等以内の親族。(※) ⑤ 進学届提出日時点で65歳未満の人。(※) |
| 連帯保証人・ 保証人共通の 条件 | ① あなたの配偶者・婚約者は選任できません。 ② 未成年者・学生・債務整理中(破産等)の人は選任できません。 ③ 貸与終了時(貸与終了月の末日時点)にあなたが満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人でなければ選任できません。 |

4親等以内の親族とは、「4親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族」のことといいます(右図参照)。

ただし、4親等以内であっても「連帯保証人・保証人共通の条件」を満たしていない場合は選任できません。

(※)については、次ページの【代替要件】を満たすことで選任が可能になります。



【代替要件】

連帯保証人については「4親等以内の親族」、保証人については「4親等以内の親族」又は「65歳未満」であることの条件を満たさない場合、「貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人」であれば選任できます。

具体的には次の条件 A～C のいずれか1つ以上を満たす人であれば選任できます。ただし、そのことを示す「返還保証書及び資産に関する証明書類の提出が必要となります。必ず事前に、その人の収入・所得や資産に関する証明書類により基準を満たすことを確認してください」（「返還保証書」は機構ホームページに公開している「奨学生のしおり」に掲載されているのでコピーして使用してください）。

| | 返還保証書区分 | 条件 | 資産等に関する証明書類（すべてコピー可） |
|---|---------|---|--|
| A | I | 給与所得者：年間収入金額 \geq 320万円 | 所得証明書、源泉徴収票、年金振込通知書等（注1）（注2） |
| | | 給与所得者以外：年間所得金額 \geq 220万円 | 所得証明書、確定申告書の控等（注2） |
| B | II | 預貯金残高 \geq 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1） | 預貯金残高証明書（注3） |
| C | II | 固定資産の評価額 \geq 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1） | 固定資産評価書及び登記事項証明書（全部事項証明書）の2点（注3）（注4） ※登記事項証明書（全部事項証明書）は法務局で取得 |

- (注1) 年金収入は給与として取り扱います。
(注2) 証明書類は、取得できる直近のものを提出してください。「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-TAX（電子申請）による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付してください。
(注3) 誓約日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたものを提出してください。
(注4) 固定資産評価証明書に所有者と持分割合（共有名義の場合）が明記されている場合は「登記事項証明書（全部事項証明書）」の提出は不要です。ただし、「固定資産評価証明書」に「この証明は、不動産登記法による所有権を証明するものではありません。」といった内容の注意書きがある場合、誰が資産の所有者か確認するため、『登記事項全部証明書（全部事項証明書）』を併せて提出する必要があります。
※条件を満たすことが明確でない場合、代わり又は追加の証明書が必要になる場合があります。

上記のA～Cを組み合わせて貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると証明する場合は、以下の条件となります。

| 組合せ | 返還保証書区分 | 条件 |
|-------|---------|--|
| A+B | III | 年間収入（注5）+（預貯金残高÷16年（注6）） \geq 320万円（注7） |
| A+C | III | 年間収入（注5）+（固定資産の評価額÷16年（注6）） \geq 320万円（注7） |
| B+C | II | 預貯金残高+固定資産の評価額 \geq 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1） |
| A+B+C | III | 年間収入（注5）+（預貯金残高+固定資産の評価額）÷16年（注6） \geq 320万円（注7） |

- (注5) 年間収入は給与所得者の場合です。給与所得者以外の場合は年間所得となります。給与所得者以外の場合で給与所得もあるときは、年間所得金額（年間所得220万円以上）により判断してください。
(注6) 16年は平均返還予定年数です。
(注7) 320万円は給与所得者の場合であり、給与所得者以外の場合は220万円となります。なお、給与所得者以外の場合で給与所得者もあるときは、年間所得額（年間所得 \geq 220万円）により判断してください。

選任条件については、「奨学金案内」の20～22ページも参照してください。

9. 「入学時特別増額貸与奨学金」の貸与を受けるまでの手続き

「決定通知」に記載された内容に応じて、以下の(1)または(2)の手続きが必要です。

11ページの【フロー図】も併せて確認してください。

入学時特別増額貸与奨学金（10～50万円の10万円単位のいずれか）は、あくまで進学後に貸与するものであり、入学前に必要となる資金に充てることはできません。

(1) 決定通知に「入学時特別増額貸与奨学金（「国^の教育ローン」の申込：必要）」と記載のある人

- ① 「進学前」に、本人又は父母等が日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）へ申込みをする必要があります。入学時特別増額貸与奨学金を受けるためには、進学届提出時に、本人又は父母等が「日本政策金融公庫から受領した『融資できない旨が記載された日本政策金融公庫発行の通知文』の日付」又は「国^の教育ローンに申込できないことを日本政策金融公庫に確認した日付」を入力する必要があります。

※ 公庫の「国^の教育ローン」を申し込んで審査の結果融資を受けた人は、本機構の「入学時特別増額貸与奨学金」は利用できません。

公庫の定める要件等の詳細は、別紙『日本政策金融公庫の手続きが必要な方へ』（該当者のみ配付）を参照してください。

- ② 前記①で公庫に「申し込んだが、審査の結果、融資を受けられなかった」人のうち、希望者は、入学時特別増額貸与奨学金の金額の範囲内で入学前の融資として労働金庫の「入学時必要資金融資」（以下「つなぎ融資」という。）を申し込むことができます。つなぎ融資を申し込むためには、「決定通知」を労働金庫に提出する必要があります。

※ つなぎ融資を申し込んで審査の結果融資を受けられなかった場合でも、進学先の大学院へ「決定通知」及び進学届を提出すれば、本機構の「入学時特別増額貸与奨学金」を利用できます。

※1 つなぎ融資の詳細は、『入学時必要資金融資のご案内』を参照してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/1214734_1914.html



※2 進学先によっては、合格決定から入学金の納付期限までの期間が短い等、つなぎ融資を利用できない場合があります。

(2) 決定通知に「入学時特別増額貸与奨学金（「国^の教育ローン」の申込：不要）」と記載のある人

- ① 公庫への申込みは不要です。進学届の提出により入学時特別増額貸与奨学金が貸与されます。
- ② 希望者は、入学時特別増額貸与奨学金の金額の範囲内で入学前の融資として労働金庫のつなぎ融資を申し込むことができます。つなぎ融資を申し込むためには、「決定通知」を労働金庫に提出する必要があります。

※ つなぎ融資を申し込んで審査の結果融資を受けられなかった場合でも、進学先の大学院へ「決定通知」及び進学届を提出すれば本機構の「入学時特別増額貸与奨学金」を利用できます。

※1 つなぎ融資の詳細は、『入学時必要資金融資のご案内』を参照してください。

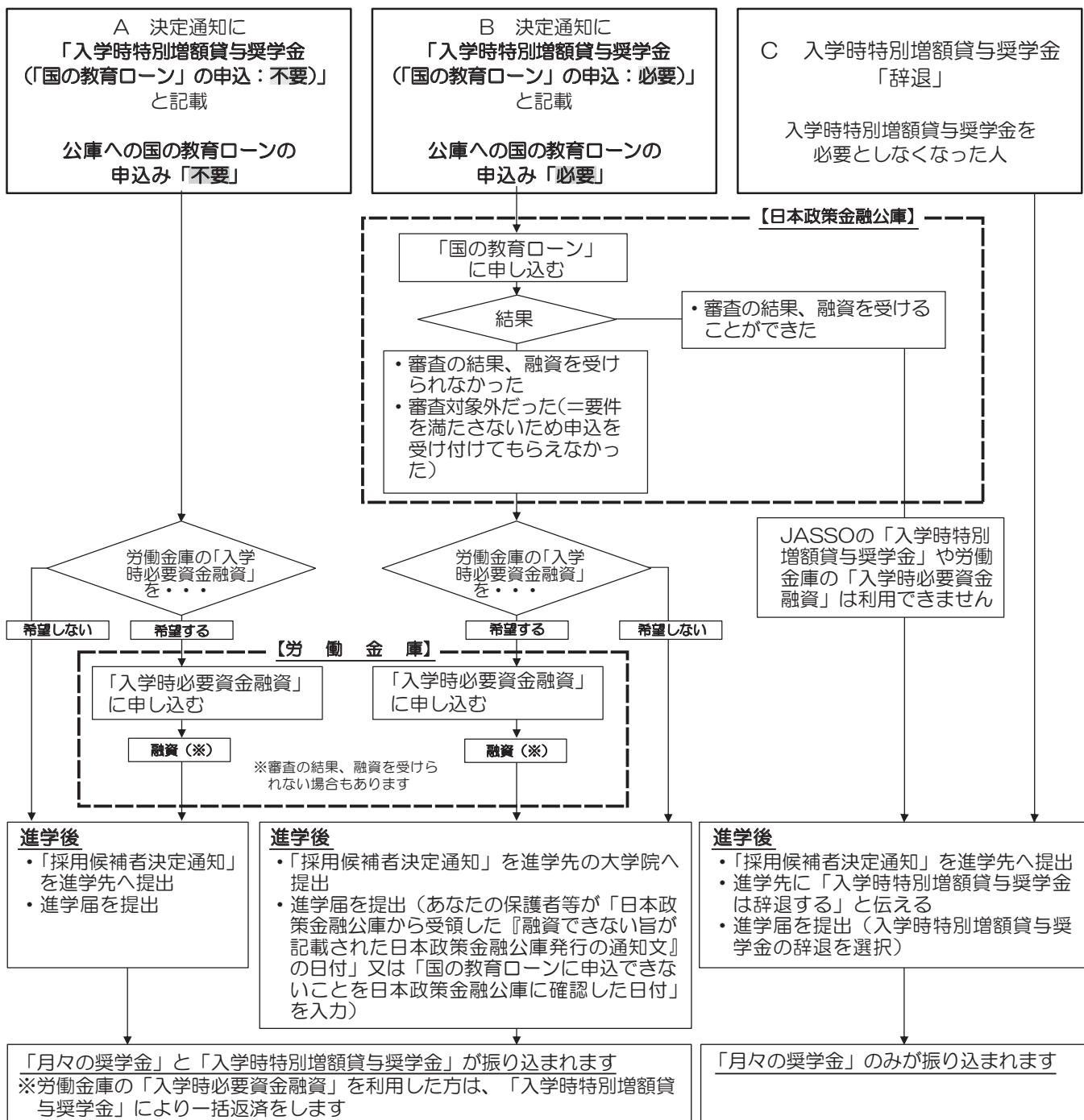
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/1214734_1914.html



※2 進学先によっては、合格決定から入学金の納付期限までの期間が短い等、つなぎ融資を利用できない場合があります。

【フロー図】

日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」及び労働金庫の「入学時必要資金融資(つなぎ融資)」を受けるまでの手続き



10. 労働金庫の入学時必要資金融資「つなぎ融資」に関する注意点

労働金庫のつなぎ融資は、入学前に必要な資金について、「決定通知」に記載された入学時特別増額貸与奨学金の金額の範囲内で労働金庫が融資する制度です。よって、入学後に振り込まれる「入学時特別増額貸与奨学金」にて、利子を含めて融資された金額を一括で労働金庫に返済することとなります。

ここでは、つなぎ融資を利用する場合の注意点を、次の①～④に記載しています。

- ① 進学後、速やかに「進学届」を提出すること。

進学届の提出日により、奨学金の初回振込日が変動します（初回振込日が遅くなると、労働金庫へのつなぎ融資の返済も遅くなります）。

- ② 進学届提出時に、必ず入学時特別増額貸与奨学金を希望すること（下記【参考】のように「はい」を選択すること）。

【参考】「進学届入力下書き用紙」⑨ページ抜粋

STEP3 奨学金申込情報

(1) あなたは入学時特別増額貸与奨学金の貸与を希望しますか。 ◎ はい ○ いいえ

- ③ 進学届提出時に、入学時特別増額貸与奨学金の貸与額を変更する場合は、「つなぎ融資」を受けた金額より低い金額に変更しないこと（労働金庫への一括返済ができなくなります）。

- ④ 奨学金振込口座として、必ず労働金庫の普通預金口座（本人名義）を開設すること。

予約採用の申込時に別の金融機関を奨学金振込口座として登録している場合は、進学届の提出において必ず労働金庫の口座に変更する必要があります。

11. 進学前離職の特例措置について

奨学金申込時にスカラネットにて「入学する日の前1年以内に離職又は無給の休職をしましたか（又はする予定がありますか）」の設問に「はい」を選んだ場合、必要書類の提出が必要です。必要書類を提出していない場合は、離職（休職）後すみやかに進学予定の大学院を通じて日本学生支援機構に提出してください。進学届提出時に不備なく必要書類の提出がされていない場合は、採用となりません。

| 必要書類 | 概要 |
|---|--|
| 次の（1）～（5）のいずれかの書類 (1) 会社発行の離職（退職）証明書 (2) 雇用保険被保険者離職票（写し） (3) 雇用保険受給資格者証（写し） (4) 退職（離職）日の記載がある源泉徴収票（写し） (5) 休職日の記載がある休職証明書（無給であることがわかるもの） | 入学する日の前1年以内の離職（退職）日※と、離職（退職）者として学生本人の氏名の記載が必要です。※休職している場合は、休職日 |

II 進学後の手続き（2026年4月入学後）

1. 進学時の提出書類

進学したときは、速やかに、進学先の大学院の奨学生窓口に次の書類を提出してください。

なお、採用候補者を対象とした奨学生の手続きに関する説明会がありましたら必ず出席してください。

| | 書類 | 備考 |
|---|-----------------------------------|------------|
| 1 | 2026年度大学院奨学生採用候補者決定通知 【進学先提出用】 | 全員提出が必要です。 |

採用候補者決定通知に印字されている大学院・課程に進学できなかった場合は、進学届を提出することはできません。

2. 「進学届」入力の際に、手元に用意する書類

(1) 必ず手元に用意する書類

- ・採用候補者決定通知
- ・進学届入力下書き用紙（進学届提出前に予め記入しておいてください。）
- ・本人通帳のコピー
- ・（修士課程及び専門職学位課程進学予定者に係る返還免除内定制度に申し込んだ場合）スカラネットの申込完了画面のコピー等受付番号がわかるもの

(2) 手元に用意しておくことが望ましい書類

- ・（機関保証の場合）「本人以外の連絡先」に選任した人の情報がわかるもの
- ・（人的保証の場合）市区町村で発行された連帯保証人の「印鑑登録証明書」（※）
- ・（人的保証の場合）連帯保証人の収入に関する証明書類（※）
- ・（人的保証の場合）市区町村で発行された保証人の「印鑑登録証明書」（※）
- ・（人的保証の場合で、「奨学生案内」の21～22ページ記載の例外に該当する人を選任する場合）選任する人の資産等に関する証明書類（※）
- ・在留資格等の証明書類（対象者のみ）
- ・市区町村で発行された学生本人の「住民票」（申込時にマイナンバーを提出していない場合のみ）
- ・（入学時特別増額貸与奨学生を希望し、採用候補者決定通知に「国の教育ローン」の申込必要と記載がある場合）日本政策金融公庫に「国の教育ローン」を申し込みましたが、融資を受けられなかった場合、あなたの保護者等が「日本政策金融公庫から受領した『融資できない旨が記載された日本政策金融公庫発行の通知文』の日付」又は「国の教育ローンに申込みできることを日本政策金融公庫に確認した日付」がわかるもの

（※）で示した書類に記載された氏名・生年月日・住所等の情報はインターネットによる「進学届」提出時に入力する必要があります。また、これらの書類は採用後に提出する返還誓約書へ添付して提出することが必要となります。詳しくは17ページを参照してください。

3. 「進学届」の提出

インターネットにて「進学届」を提出します（「進学届入力下書き用紙」参照）。提出にあたっては、上記1. 進学時の提出書類を提出後、大学院より交付されるユーザID及びパスワードをスカラネット（進学届提出用ホームページ）から入力することが必要です。

なお、債務整理中の人は、進学届を提出し、採用された場合でも、奨学生の交付が取りやめとなる場合があります。

また、「進学届」で入力した、「これまでに日本学生支援機構または日本育英会で貸与を受けたことがある奨学生番号」に対しては、入学月に遡って、自動的に在学猶予（21ページ参照）が適用されます。

他団体の奨学生返還支援を受ける等の理由により在学猶予を希望しない場合は、「進学届」提出と同時に進学先の大学院へ申し出てください。

4. 奨学生採用候補者決定内容の変更・訂正・辞退

「決定通知」の内容は、進学届提出時に変更できる項目と進学届提出後に変更できない項目があります。

※奨学生採用後（貸与期間中）に変更できる事項は18ページをご確認ください。

(1) 「進学届」提出時に変更できる項目

下表の項目について変更を希望する場合は、進学後に提出する「進学届」の画面上で変更してください。【「進学届入力下書き用紙」参照】

| 項目 | 備考 |
|------------------------|--|
| 1 貸与月額 生活費奨学金の月額 | 貸与月額の種類は、進学届入力下書き用紙⑦～⑧ページまたは「奨学金案内」6ページを参照してください。 貸与奨学金は、卒業後に返還が必要です。返還の負担を考慮して必要最低限の金額となるよう計画的に利用してください。 なお、授業料後払い制度の支援対象授業料の金額は大学院が指定します。本人が変更することはできません。 |
| 2 第一種奨学金の 返還方式 | 返還方式の説明は、「奨学金案内」の13～15ページを参照してください。 第一種奨学金で「所得連動返還方式」へ変更した場合、保証制度は機関保証となります。 ※授業料後払い制度は「所得連動返還方式」のみとなります。返還方式の変更はできません。 |
| 3 第二種奨学金の 利率の算定方法 | 利率の算定方法の説明は、「奨学金案内」の11～12ページを参照してください。 |
| 4 入学時特別増額貸与 奨学金のみ辞退 | 労働金庫の「入学時必要資金融資」（12ページ参照）を利用した場合、入学時特別増額貸与奨学金を辞退しないでください。 |
| 5 入学時特別増額貸与 奨学金の貸与額 | 入学時特別増額貸与奨学金の貸与額の種類は、進学届入力下書き用紙⑨ページまたは「奨学金案内」の6ページを参照してください。 貸与奨学金は、卒業後に返還することが必要です。返還の負担を考慮して必要最低限の金額となるよう計画的に利用してください。ただし、労働金庫の「入学時必要資金融資」（10～12ページ参照）を利用した場合、「入学時必要資金融資」の金額より低い金額に変更をしないでください。 |
| 6 保証制度 | 保証制度の説明は、「奨学金案内」の18～22ページを参照してください。 第一種奨学金の返還方式を「所得連動返還方式」へ変更した場合、保証制度は機関保証となります。 ※授業料後払い制度は「機関保証」のみとなります。保証制度の変更はできません。 |
| 7 本人の生年月日・ 性別 | 「決定通知」に生年月日・性別は記載されていませんが、「進学届」提出画面にあなたが予約採用申込時に登録した生年月日・性別が表示されます。万が一、誤っている場合には「進学届」提出時に変更することができます。 |

| 項目 | 備考 |
|---|---|
| 8 奨学金振込口座 (採用候補者本人名義の口座) | 利用可能な金融機関は以下のとおりです。 <u>ゆうちょ銀行の通常貯金口座、及び、銀行、信用金庫、労働金庫または信用組合（一部を除く）の国内の本店・支店・出張所の普通預金口座</u> ただし、労働金庫の「入学時必要資金融資」(10~12ページ参照)を利用した場合、労働金庫のみとなります。なお、農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専業銀行（楽天銀行、PayPay銀行等、セブン銀行）、その他一部の銀行（SBI新生銀行、あおぞら銀行）は使用できません。 なお、奨学金申込時に「公金受取口座を奨学金振込口座に利用する」と申告した方についても、進学届提出時に奨学金振込口座の申告が必要となる場合がありますので、事前に口座情報を確認しておいてください。 |
| 9 「第一種奨学金又は授業料後払い制度」・「第二種奨学金」併用貸与の片方の辞退 | 進学届の画面上で辞退を行うことができます。 |
| 10 「授業料後払い制度」から「第一種奨学金」への変更又は「第一種奨学金」から「授業料後払い制度」への変更 | 変更することはできますが、別途、授業料の納付等に関する手続きが必要となりますので、変更を希望する段階で、進学届を提出する前に、必ず進学先の大学院に相談してください。「第一種奨学金」から「授業料後払い制度」に変更する場合、初回の振込が通常より遅くなる場合があります。 |

本人の氏名については、進学届提出時に変更ができないため、決定通知に記載の内容で進学届を提出し、速やかに進学先の大学院の担当者へ申し出て所定の願・届を提出してください。

(2) 「進学届」の提出後（貸与期間中を含む）に変更できない事項

下表の項目は、「進学届」を提出後は変更することはできません。

| 項目 | 事項 | 説明・備考 |
|----|---|--|
| 1 | 「入学時特別増額貸与奨学金」の額 | 1回の振込みで貸与終了となるため。 |
| 2 | 「第一種奨学金又は授業料後払い制度」+「入学時特別増額貸与奨学金」の貸与を受ける場合の「入学時特別増額貸与奨学金」の利率の算定方法 | 1回の振込みで貸与終了となるため。 |
| 3 | 「入学時特別増額貸与奨学金」の辞退の取消し | 一度辞退するといかなる理由があっても辞退の取消はできません。 |
| 4 | 保証制度（機関保証から人的保証への変更） | 機関保証から人的保証への変更はできません。 |
| 5 | 「第一種奨学金又は授業料後払い制度」・「第二種奨学金」併用貸与の片方の辞退の取消し | 一度辞退するといかなる理由があっても辞退の取消はできません。改めて辞退した奨学金を希望する場合は、「在学採用」で申し込む必要があります。 |
| 6 | 「第一種奨学金」から「授業料後払い制度」への変更又は「授業料後払い制度」から「第一種奨学金」への変更 | いかなる理由があっても変更はできません。 |

(3) 進学後に別の種別の奨学金を希望する場合

「採用候補者決定通知」に記載されていない奨学金を進学届で申し込むことはできません。

「採用候補者決定通知」に記載している奨学金と別の種別の奨学金を希望する場合（例：第一種奨学金の採用候補者が進学後に第二種奨学金も希望する場合）、申込資格、基準、注意事項等を満たしていれば、進学後の「在学採用」の募集時期に申し込むことができます。

III 採用時の手続き（進学届の提出後）

1. 奨学生採用に係る書類の交付

奨学生として採用されると、進学先の大学院から次の書類が交付されます。

| 書類 | 対象 | 説明 |
|-----------------------------|-------------|--|
| 1 奨学生証 | 全員 | 奨学生としての資格を証明するものです。記載事項について誤りがないか確認し、大切に保管してください。 |
| 2 貸与奨学生のしおり (ダイジェスト版) | | 採用された後の手続きや返還誓約書の書き方等に特化して説明したものです。貸与が終了するまでの間の諸手続きや、返還にあたっての注意等が記載されていますので、よく読んで内容を理解してください。 |
| 3 返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書） | | 借用予定金額と保証制度、及び貸与終了後の返還方法を確認し、あなたと本機構の金銭消費貸借契約を明確にする契約書（借用証書）です。 進学先の大学院が定める期日までに、必要書類とともに必ず提出してください（17ページ参照）。 |
| 4 保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書 | 機関保証制度選択者のみ | <u>機関保証を選択した人</u> のみに交付されます。 進学先の大学院が定める期日までに返還誓約書と併せて提出してください。 |

2. マイナンバーの提出

申込時又は過去に採用となった奨学金においてマイナンバーを提出していない方については、奨学生として採用された後、本機構から直接「マイナンバー提出書」のセットをお送りすることがあります。同セットを受け取った場合は、セットに同封の説明資料を参照して必要な書類をそろえ、必ず提出期限までにマイナンバーを提出してください。

所得連動返還方式や授業料後払い制度にはマイナンバーの提出が必要です。

3. 「返還誓約書」の提出

採用時には、「返還誓約書」を進学先の大学院が定める期日までに提出しなければなりません。期日までに提出しない場合、「返還誓約書」の署名・押印及び添付書類の不備が解消されない場合は、振り込まれた奨学生を全額返金したうえで、採用取消となりますのでご注意ください。

(1) 提出書類の一覧

「返還誓約書」の提出にあたり、余裕をもって準備してもらえるよう、何が必要であるかを予め選任した連帯保証人、保証人へ伝えておきましょう。

なお、書類はマイナンバーの記載がないものを用意します。

| | 対象の人 | 「返還誓約書」※1 | | その他提出が必要な書類 ※1 |
|------------------|------------------|------------|------------|---|
| | | 自署 | 押印 | |
| 機 関 保 証 | あなた | 必要 | 不要 | ・「保証依頼書（兼保証委託契約書）・ 保証料支払依頼書」 ※2 |
| | 「本人以外の連絡先」に選任した人 | 必要 | 不要 | なし |
| 人 的 保 証 | あなた | 必要 | 不要 | ※2 |
| | 連帯保証人 | 必要 (実印) | 必要 (実印) | ・収入に関する証明書 ・「印鑑登録証明書」 (上記に加え) ・「返還保証書」 ・資産等に関する証明書類 |
| | 【代替要件】で選任した人 | | | (上記に加え) ・「印鑑登録証明書」 ・「返還保証書」 ・資産等に関する証明書類 |
| | 保証人 | 必要 (実印) | 必要 (実印) | (上記に加え) ・「印鑑登録証明書」 ・「返還保証書」 ・資産等に関する証明書類 |
| | 【代替要件】で選任した人 | | | |

※1 進学届で希望する奨学生の種類ごとに書類の提出が必要です。

※2 申込時にあなたのマイナンバーを提出していない場合は、あなた（奨学生本人）の市区町村で発行された「住民票」（コピー不可）の提出が必要です。

(2) 「定額返還方式」の割賦方法の選択

第二種奨学生、入学時特別増額貸与奨学生及び「定額返還方式」を選択した第一種奨学生については、返還する際の割賦方法を選択してください。なお、返還誓約書で決めた割賦方法は原則として変更できません。

- ① 月賦返還：返還総額を毎月均等に分割して返還する返還方法
- ② 月賦・半年賦併用返還：返還総額の半分を毎月定額で返還し（月賦分）、もう半分を半年賦（1月と7月）で返還する、月賦と半年賦とを併せた返還方法

※所得連動返還方式を選択した第一種奨学生については月賦返還のみとなりますので、割賦方法を選択する必要はありません。

※授業料後払い制度は所得連動返還方式（月賦返還のみ）となりますので、割賦方法を選択する必要はありません。

IV 奨学生採用後

1. 奨学生採用後（貸与期間中）に変更できる事項

下表の項目は、貸与期間中に変更が可能です。変更を希望する場合は、大学院の奨学生窓口へ申し出てください。

| 事項 | 説明・備考 |
|------------------------------|--|
| 1 奨学生の辞退 | 「返還誓約書」を正しく提出した後は奨学生はいつでも辞退する（やめる）ことができます。なお、授業料後払い制度は、辞退の申し出をした場合でも奨学生に課せられている授業料の都合により、それより後に授業料支援金（※）が振り込まれることがあります（その場合でも返還は必要です）。 |
| 2 奨学生振込口座 | 利用可能な金融機関は15ページを参照してください。なお、授業料後払い制度の授業料支援金（※）の振込先は、大学院が、学校指定口座とするか本人口座とするかを変更することができます。 本人が変更することはできません。 |
| 3 貸与月額 生活費奨学生の月額 | 貸与奨学生は、卒業後に返還が必要です（授業料後払い制度は、授業料支援金（※）も含めて返還が必要です）。返還の負担を考慮して必要最低限の金額となるよう計画的に利用してください。 ただし、入学時特別増額貸与奨学生の額は、1回の振込みで貸与終了となるため変更できません。授業料後払い制度の支援対象授業料の金額は大学院が指定します。本人が変更することはできません。なお、支援対象授業料の変更により、貸与予定総額が返還誓約書に記載された借用金額より大きくなる場合は、別途手続きが必要です。 |
| 4 第二種奨学生の利率の算定方法 | 貸与中の一定期間は変更可能ですが、貸与終了後は変更できません。 |
| 5 第一種奨学生の返還方式 | 第一種奨学生については、貸与中の一定期間は返還方式（「定額返還方式」または「所得連動返還方式」）を変更できます。 なお、貸与終了後は「定額返還方式」から「所得連動返還方式」への変更は可能ですが、「所得連動返還方式」から「定額返還方式」への変更はできません。 ※授業料後払い制度は「所得連動返還方式」のみとなります。返還方式の変更はできません。 |
| 6 連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先となる人物の変更 | 選任条件を十分に確認してください（連帯保証人、保証人については8~9ページ参照）。 |
| 7 保証制度（人的保証から機関保証への変更） | 一定の要件を満たしている場合のみ変更が可能です。変更する場合は、貸与開始月までさかのぼり、既に貸与を受けた奨学生に対する保証料を一括で所定の期限までに支払う必要があります。 ※第一種奨学生の所得連動返還方式又は授業料後払い制度は「機関保証」のみとなります。保証制度の変更はできません。 |

(※)授業料支援金とは、「支援対象授業料」に「保証料相当額」を上乗せした額のことです。

2. 奨学金の振込開始

「進学届」を提出すると、奨学生の振込が開始されます。初回振込日は進学届の提出時期によって異なりますが、その時に入学月からの奨学生が（入学時特別増額貸与奨学生も希望する場合は同時に）まとめて振り込まれます。ただし、「進学届」にて入力（確認）した奨学生振込口座の情報に誤りがある場合は、振込みが遅れます。機関保証制度を選択している場合（授業料後払い制度を含む）は、保証料を差し引いたうえで振り込まれます。

※初回振込時において奨学生が数か月分まとめて振り込まれる場合、奨学生の振込額に応じて機関保証の保証料を算出するため、端数処理の関係で奨学生証に記載されている保証料月額の整数倍にならないことがあります。

※奨学生は原則毎月11日に振り込まれます。例外として4月は21日に、5月は16日に、振込日が土日祝日の場合は前営業日に振り込まれます。

授業料後払い制度は、授業料に対する「授業料支援金」と生活費に充てる「生活費奨学生」の2つで構成されています。

授業料支援金は学校もしくはあなた名義の普通預金（貯金）口座に、学校が指定した月に振り込まれます。振込先は学校が指定します。奨学生証をご確認ください。なお、授業料支援金の額は、学校の定める授業料の額により変動することがあります。

生活費奨学生は、毎月あなた名義の普通預金（貯金）口座に振り込まれます。

いずれも、初回振込日は進学届の提出時期によって異なり、数か月分がまとめて振り込まれることがあります。なお、授業料支援金の振込先として学校があなた名義の口座を指定していた場合、授業料支援金の分だけ振込の額が大きくなることがあります。

3. 貸与奨学生継続願・適格認定

奨学生の貸与を受け続けるためには、奨学生としての適格性を保ち続ける必要があります。

奨学生の貸与期間は原則として標準修業年限の終期まで（2年制の修士課程であれば2年間）ですが、毎年1回、貸与の継続を希望するか否か確認（継続願の提出）し、奨学生としての適格性が保たれているかの確認（適格認定）をしています。

期限までに必要な手続きを怠ると奨学生の資格を失います。また、学業成績が不振等の場合は、奨学生の貸与が打ち切られることがあります。

奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励むとともに、必要な手続きを期日内に行ってください。

4. 奨学生の返還

詳しくは「奨学生案内」「貸与奨学生のしおり」「返還のてびき（貸与終了時に案内）」に記載されています。

いずれも機構ホームページに掲載されており、その他返還に関する情報と併せてご確認ください。

(1) 口座振替による返還

① 反還方法

奨学生の返還は、貸与終了時に指定した振替口座（リレー口座）からの口座振替（引落し）となります。

② 反還開始時期

貸与終了の翌月から数えて7か月目（3月に貸与終了した場合は10月）に始まります。

③ 割賦金（返還月額）

| | 所得連動返還方式 | | 定額返還方式 |
|-----------------|---|--|-----------------------------------|
| 対象となる 奨学金の種類 | 第一種奨学金 | 授業料後払い制度 | 第一種奨学金、第二種奨学金、 入学時特別増額貸与奨学金 |
| 返還月額の 算出 | <p>申込時に提出したマイナンバーを利用して取得（返還2年目以降）した前年の所得情報等に基づき 10月～翌年9月の返還月額を算出 (「課税対象所得（課税総所得金額）」× 9% ÷ 12) (1円未満の端数は切り捨て)</p> <p>※算出した額が2,000円未満となった場合、返還月額は2,000円となります。</p> <p>※子ども1人につき33万円を課税対象所得から控除します。</p> <p>※「授業料後払い制度」と授業料後払い制度以外の「第一種奨学金」の所得連動返還方式とでは、返還月額の算出方法が一部異なります。</p> <p>※返還初年度の返還月額は、定額返還方式により算出した返還月額の半額です。また、その額での返還が困難な場合は申請により月額2,000円に変更することが可能です。</p> <p>※あなたが返還中に被扶養者になっている場合は、あなたと扶養者の課税対象所得（課税総所得金額）の合計に基づき返還月額を算出します（扶養者のマイナンバーの提出が必要となります）。</p> <p>※第一種奨学金の貸与を複数回受け、いずれも所得連動返還方式を選択した場合は、返還初年度はそれぞれの奨学金の定額返還の半分の額を、返還開始2年目以降は前年の課税対象所得の9%を12で割った返還月額×貸与を受けた奨学金の数（例：大学と大学院（修士）であれば×2、大学と大学院（修士）と大学院（博士）であれば×3）により返還をしていただくことになります。</p> | <p>※返還初年度の返還月額は、一律2,000円です。</p> <p>※年収が300万円程度になるまで最低返還月額（2,000円）での返還となります。</p> <p>※「授業料後払い制度」の奨学金のほかに、学部等で貸与を受けていた第一種奨学金で所得連動返還方式を選択していた場合の返還月額の例：</p> <p>①返還1年目 2,000円 [授業料後払い制度の返還月額] + 学部等で貸与を受けていた第一種奨学金の定額返還方式の返還月額の半額。 ただし申請により2,000円 [学部等の第一種奨学金の返還月額]</p> <p>②返還2年目以降・年収が300万円以下で子がない場合 2,000円 [授業料後払い制度の返還月額] + (課税対象所得（課税総所得金額）× 9% ÷ 12) [学部等の第一種奨学金の返還月額]</p> <p>③返還2年目以降・年収が300万円超で子がない場合 課税対象所得（課税総所得金額）× 9% ÷ 12 × 2 [授業料後払い制度と学部等の第一種奨学金の返還月額の合計]</p> | 貸与総額に応じて算出された返還金額（月額）により、返還完了まで返還 |

* 設定した条件にて返還額を試算するシステム「奨学金貸与・返還シミュレーション」
を本機構のホームページにおいて公開していますので、ぜひご利用ください。
<https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>



④ 収還例

「奨学金案内」41ページを参照してください。

(2) 繰上返還

貸与終了の翌月から繰上返還ができます。

なお、第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金について繰上返還をする場合、その繰上にあたる期間の利子はかかりません。ただし、据置期間（※）の利子はかかります。

（※）貸与終了後や在学猶予期間終了後の返還開始までの期間

(3) 収還金を延滞した場合

① 延滞金

奨学金の返還を延滞すると、延滞している割賦金（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金については賦課される利子を除く）の額に対し、年（365日あたり）3.0%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課せられます。

② 収還の督促及び個人信用情報機関への登録

延滞すると、機構又は機構が委託した債権回収会社等から、文書・電話等で返還の督促を行います。人的保証の場合は、連帯保証人や保証人へも督促・督励を行います。

また、延滞3か月以上になった場合は、返還誓約書における同意に基づき、個人信用情報機関にあなたの個人情報・契約の情報・返還情報が登録されます。新たに返還が開始となる人は、返還開始後6か月経過してから登録の対象となります。一度登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると延滞解消の情報が登録されます。情報は、返還完了の5年経過後に削除されます。

個人信用情報機関に延滞情報が登録されると、その情報を参照した金融機関等がその人を「経済的信用が低い」と判断することがあります。

※ この場合、スマートフォンの分割払いやクレジットカードの利用ができなくなる、また、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

(4) 延滞が解消されない場合

長期に渡って延滞が解消されない場合、法的手続等を行うことがあります。

機関保証加入者の場合、本機構からの督促に応じないと、一定期間の督促後、保証機関に保証債務の弁済（代位弁済）を請求し、以後保証機関からあなたに督促することになります（「奨学金案内」43ページ参照）。保証料を支払っているからといって、「奨学金の返還をしなくてもかまわない」あるいは「延滞してもかまわない」といった誤った考えを持たないようにしてください。

また、代位弁済が行われた場合、今後新たに奨学金貸与の申込みをすることはできません（7ページ「6. 採用にあたっての留意点」参照）。

※ 督促を受けても返還期限猶予等の手続きや連絡がない等により、延滞を続けている者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に定める「支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。

(5) 在学猶予

貸与終了後に引き続き在学（または進学）している場合、在学している期間は願出により返還期限が猶予（先送り）されます。ただし、研究生や聴講生など在学猶予の対象とならないものもあります。また、通算10年間（120か月）の適用期間の制限があります。

(6) 返還が困難な場合

傷病や経済困難等で返還が困難になった人のために次の救済制度があります。

① 減額返還

傷病、経済困難等の事由により返還月額を減額すれば返還できる場合に、願出により月々の返還額を 3分の2、2分の1、3分の1又は4分の1に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する制度です。1回の願出で減額返還が適用される期間は1年以内です(1年ごとの願出が必要です)。また、通算15年間(180か月)の適用期間の制限があります。

※第一種奨学金で返還方式を所得連動返還方式とした場合(授業料後払い制度を含む)、減額返還制度は利用できません。

② 返還期限猶予

傷病、経済困難等の事由により返還が困難となった場合に、願出により一定期間返還期限を猶予(先送り)する制度です。1回の願出で返還期限猶予が適用される期間は1年以内です(1年ごとの願出が必要です)。また、願出の事由により、通算10年間(120か月)の適用期間の制限があります。

③ 返還免除

死亡又は精神・身体の障害により就労不能と診断された時は、願出により返還が免除される場合があります。

(7) 特に優れた業績による返還免除について

大学院において第一種奨学生もしくは授業料後払い制度の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に在学している課程で特に優れた業績を挙げた人として機構が認定した場合に、貸与終了時に奨学生の全額又は半額の返還が免除される制度です。返還免除の認定は、大学院を置く大学の学長が学内選考委員会の審議に基づき推薦する人について、学問分野での顕著な成果や発明・発見や、専攻分野に関する芸術・スポーツ・ボランティア活動等における高い評価・優れた結果等、「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令」に定める業績を総合的に評価することにより行われます。なお、博士課程については、本機構の定める「博士課程の業績評価に関するガイドライン」を満たしていることが必要です。免除申請を希望する人は、第一種奨学生もしくは授業料後払い制度の貸与が終了する年度に、大学院に申請が必要となります。

また、特に優れた業績を挙げたと認められる者で、正規教員として採用になった者を全額免除とする制度も実施しています。上記と同様に授業料後払い制度も対象です。（※1、2）

① 博士課程1年次に入学して第一種奨学生（※3）の貸与を受ける人のうち、大学院入試の結果等に基づき特に優れた業績を挙げる見込みがあると認められた人については、返還免除内定制度があります。返還免除の内定を希望する人は、進学後の博士課程1年次に、大学院に申請が必要となります。なお、内定者として決定されても貸与期間中に「廃止」又は「停止」の処置を受けた時、修業年限内で課程を修了（学位取得）できなくなった時（※4）は、返還免除の内定を取り消します。

② 修士課程及び専門職学位課程への進学を予定している人に対する返還免除内定制度があります。大学学部等において給付奨学生又は高等教育の修学支援新制度による授業料減免を受けている、もしくは住民税非課税世帯の学生等であって、科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）又は大学の強みや地域の強み等を生かした分野への進学を希望している人のうち、大学院入試の結果等に基づき特に優れた業績を挙げる見込みがあると認められた人について、返還免除の内定を申請することができます。なお、内定者となった場合は年に1回中間評価があり、内定者として相応しい成績を挙げているかどうか確認します。学業成績不振等により、内定を取り消す場合があります。また、貸与期間中に「廃止」、「停止」または「警告」の処置を受けた時、修業年限内で課程を修了（学位取得）できなくなった時（※4）等は、返還免除の内定を取り消します。

返還免除の内定を希望する人は、進学前に、進学予定の大学院に申請します（奨学生の申請とは別に手続きする必要があります）。

※1 2023年度以降、大学院博士課程において第一種奨学生として採用された人で、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」又は「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業（BOOST）次世代AI人材育成プログラム（博士後期課程学生支援）」の支援を受けた人は、本機構の「特に優れた業績による返還免除制度」の対象外になります。

※2 教員になった者を対象とした返還免除制度を実施しています。貸与期間中に在学している課程で優れた業績を挙げた者として機構が認定した者で、かつ教職大学院又は一定の条件を満たす教職大学院以外の大学院に原則在籍中に教員採用選考試験に合格し、大学院修了の翌年度に免除対象となる学校種の正規教員になるなど、その他必要な要件を全て満たした場合は、大学院在籍中に貸与を受けた第一種奨学生（授業料後払い制度を含む）の返還が全額免除となります。

※3 第一種奨学生（海外大学院学位取得型対象）は、返還免除内定制度の対象外です。

※4 災害、傷病、感染症の影響その他のやむを得ない事情により修業年限内で課程を修了できなくなった時は、内定取消の対象外です。

ご案内



ホームページの便利なコンテンツ

<https://www.jasso.go.jp>

奨学金

検索

日本学生支援機構のホームページにおいて、随時情報を提供しています。奨学金に関するお問合せは、まず、ホームページをご覧ください。

奨学金貸与・返還シミュレーション

貸与奨学金の種類、貸与月額、利率などさまざまな条件で、将来の返還額や返還回数の試算ができます。



スカラネット・パーソナル（スカラPS）

あなた個人の奨学金情報の閲覧や継続願等の手続きを行うことができるシステムです。採用されたら必ず新規登録してください。



奨学金相談サイト

奨学金のよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できるQ&Aサイトです。お電話でのお問合せの前に、是非ご活用ください。



スカラネットのログイン方法

スカラネットのログイン方法などの動画を掲載しています。



地方公共団体や企業による奨学金返還支援

奨学金の返還額の一部または全額を支援している地方公共団体・企業があります。詳しくは日本学生支援機構のホームページにて確認してください。

地方公共団体による奨学金の返還支援（地方創生）



企業による奨学金返還支援（代理返還）



申込みに関するお問合せ先

日本学生支援機構奨学金相談センター

奨学金に関する一般的なお問合せの相談窓口です。



0570-666-301 [ナビダイヤル]
全国共通

月曜日～金曜日 9:00～20:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

【申込情報の保護について】

進学届の提出は、インターネット（スカラネット）により行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって、高度なセキュリティ対策をとっています。

※「認証局」

ネットワーク上での通信相手が、本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。